〈重要〉

平成 28 年 4 月
ＴＤＫ健康保険組合

保険給付金決定に関する法令改正について

保険給付金の決定に対する不服申し立て期間について関係法令が平成 28 年 4 月 1 日より改正されましたのでお知らせいたします。
主な改正事項については、
1）審査請求期間が延長されたこと（60 日以内から 3 ヶ月以内）
2）不服申立前置の廃止（再審査請求を経なくても提起することが可能）等が挙げられております。

なおＴＤＫ健保で毎月対象者の方へお送りしている圧着はがきによる「医療費と保険金給付のお知らせ」に記載された説明書きが印刷の関係上、改正前の内容になっております。本年 4 月～6 月に配付予定しております医療費のお知らせについては、下記のとおり、読み替えていただきますようお願い申し上げます。

※この保険給付金の決定に不服があるときは、このお知らせを受け取った日の翌日から起算して３か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。
再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して２か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から６か月以内（再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から６か月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として、決定又は裁決の日から１年を経過したときは、提起することができなくなります。）
なお、審査請求があった日から２か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。
ＴＤＫ健康保険組合